

# 公 示

令和3年度農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究（新規課題）に係る企画競争参加者を下記のとおり募集します。

本事業への応募を希望する研究機関等におかれましては、令和3年度農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究（新規課題）応募要領（以下「応募要領」という。）で詳細を確認し、下記に従って提案書を提出してください。

なお、本事業は、令和3年度政府予算案に基づくものであるため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

## 記

### 1 事業概要

#### (1) 事業内容

本事業は、農林水産業・食品産業の競争力強化に向け、国主導で実施すべき重要な研究分野について、戦略的な研究開発を推進します。また、研究開発と研究成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財マネジメントの強化等の環境整備を一体的に実施します。

本公示では、令和3年度から新規に実施する研究開発の課題について、(2)に掲げる研究課題ごとに募集を行います。

#### (2) 公募する研究事項及び研究課題名

##### ア. 現場ニーズ対応型研究

- ① 「AI 画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」
- ② 「さとうきびの多回株出機械化一貫体系及び省力製糖技術の確立」
- ③ 「畜産生産の現場に濃厚飼料を安定・低コストに供給できるシステムの開発」
- ④ 「ため池の適正な維持管理に向けた機能診断及び保守・補強評価技術の開発」
- ⑤ 「AI等の活用による利水と治水に対応した農業水利施設の遠隔監視・自動制御システムの開発」
- ⑥ 「管理優先度の高い森林の抽出と管理技術の開発」

##### イ. 革新的環境研究

- ① 「脱炭素型農業実現のためのパイロット研究プロジェクト」
- ② 「炭素貯留能力に優れた造林樹種の効率的育種プロジェクト」

##### ウ. アグリバイオ研究

- ① 「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト」
- ② 「植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進」

#### (3) 事業実施期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

#### (4) 研究実施期間及び研究経費限度額

##### ア. 現場ニーズ対応型研究

- ① 「AI 画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 21,335千円
- ② 「さとうきびの多回株出機械化一貫体系及び省力製糖技術の確立」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 12,000千円
- ③ 「畜産生産の現場に濃厚飼料を安定・低コストに供給できるシステムの開発」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 20,000千円
- ④ 「ため池の適正な維持管理に向けた機能診断及び補修・補強評価技術の開発」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 18,000千円
- ⑤ 「AI等の活用による利水と治水に対応した農業水利施設の遠隔監視・自動制御システムの開発」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 18,000千円
- ⑥ 「管理優先度の高い森林の抽出と管理技術の開発」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 30,000千円

##### イ. 革新的環境研究

- ① 「脱炭素型農業実現のためのパイロット研究プロジェクト」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 100,000千円
- ② 「炭素貯留能力に優れた造林樹種の効率的育種プロジェクト」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 50,000千円

##### ウ. アグリバイオ研究

- ① 「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 80,000千円
- ② 「植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進」  
(研究実施期間 (予定)) 令和3年度～令和7年度 (5年間)  
(令和3年度の委託研究経費限度額) 86,649千円

## 2 応募資格

現場ニーズ対応型研究と革新的環境研究及びアグリバイオ研究とでは応募資格が異なります。詳細は応募要領「IV-1-(1)」を御覧ください。

### 3 契約条項を示す場所、応募要領を交付する場所及び期間

(1) 日 時：令和3年1月8日（金）から令和3年2月25日（木）

（ただし、行政機関の休日を除きます）

10：00～12：00及び13：00～17：00まで

(2) 場 所：農林水産省大臣官房予算課契約班(北別館3階ドアNo.北309)

なお、農林水産省のホームページ([https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/2021/project\\_2021.html](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/2021/project_2021.html))及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)からも入手が可能です。

### 4 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、当省ホームページ([https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/2021/project\\_2021.html](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/2021/project_2021.html))からお申し込みください。なお、申込の締切は、令和3年1月20日（水）の正午までです。申込者多数の場合は、1月20日（水）を待たず、応募を締め切る場合があります。

(1) 日 時：令和3年1月22日（金）14：30～

(2) 場 所：Web会議（Webexを予定）

(3) 参加可能人数：約100回線程度

### 5 応募について

(1) 提案書等の提出期限 令和3年2月26日（金）17：00まで

(2) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して上記期限までに電子申請を行ってください。

e-Radを使用しない方法（郵送、持参、FAX、電子メール等）による提出は受け付けませんので、御注意ください。

e-Radを利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙3を御覧ください。

### 6 審査委員会の開催

審査にあたって、原則として提案者からヒアリングを実施します。開催場所及び時間等については、応募をした者に対して別途連絡します。

### 7 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、以下において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産省農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

#### 【公募課題について】

応募要領別紙1の問合せ先を御参照ください。

### 【e-Rad について】

e-Rad ヘルプデスク

TEL : 0570-066-877

又は03-6631-0622

e-Rad ポータルサイトの「お問い合わせ方法」

(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>) も御確認ください。

### 【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課企画班

担当者 浅野、高田、若槻

TEL : 03-3501-4609

FAX : 03-3507-8794

### 【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班

担当者 若山

TEL : 03-6744-7162

FAX : 03-6738-6158

## 8 その他

本公示に記載なき事項は、応募要領によります。

以上公示します。

令和3年1月8日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房参事官（経理）

秋葉 一彦

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（[https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)）を御覧ください。

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。